

かみおぬま
上小沼地区直轄地すべり防止事業の実施について

(国による直轄事業着手のお知らせ)

令和8年4月から、山形県西川町の民有林において、国直轄による『直轄地すべり防止事業』を実施します。

1 事業目的

- ・ 当該地では、融雪期になると地すべりの動きが活発となり、それに伴う公共施設への被害（水道施設の損傷や林道の陥没等）が確認されています。
- ・ 山形県による調査の結果、大規模な地すべりが確認されおり、今後の豪雨や地震等に伴って、山地災害が発生するおそれがあります。
- ・ このため、山形県知事からの要請を受け、林野庁東北森林管理局では山地災害の未然防止を図るため、「上小沼地区直轄地すべり防止事業」を実施します。

2 事業区域

- ・ 所在地 山形県西村山郡西川町大字水沢地内
- ・ 事業面積 123.03ヘクタール [地すべり防止区域「上小沼地区」]

3 事業内容

- ・ 総事業費 5,309百万円
- ・ 事業期間 10年間（令和8年度～令和17年度）

4 添付資料

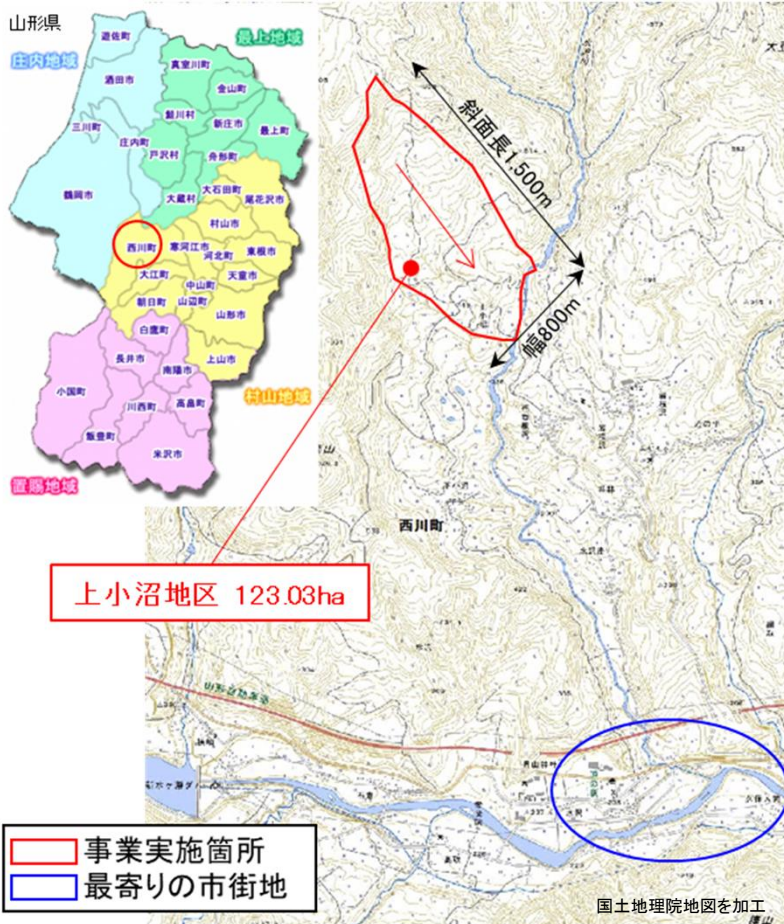
- (1) プレスリリース
- (2) 事業概要説明書

お問合せ先



林野庁 東北森林管理局 計画保全部 治山課
担当者：治山課長、民有林治山係長
電話：018-836-2250（直通）

1 はじめに



上小沼地区 事業地位置図

本地すべり地は、山形県西村山郡西川町の北側、月山の南東の最上川水系最上川支流 一級河川寒河江川支流水沢川流域に位置する。当該地は、相当古い時代から地すべり活動があり、局所的な地すべりによる変状が確認され現在も毎年のように西川町が管理する水道施設等に被害が発生し、地域住民の生活や地域経済に大きな影響を与えています。

平成23年の融雪期に大きな地すべり変状が確認されたことから、山形県が調査を開始し現在まで継続調査した結果、本地すべりの活動が継続し、さらに活発化した場合、下流に甚大な被害を引き起こす可能性があります。

当該地すべり地の対策は、令和7年6月10日に山形県知事から農林水産大臣宛てに林野庁直轄事業化に係る要望書が提出され、規模が著しく大きく、町の重要なインフラの保全に配慮する高度な技術力を要することから、令和8年度から林野庁直轄の地すべり防止事業を実施します。

2 事業地の概要

所在地:山形県西村山郡西川町大字水沢地内

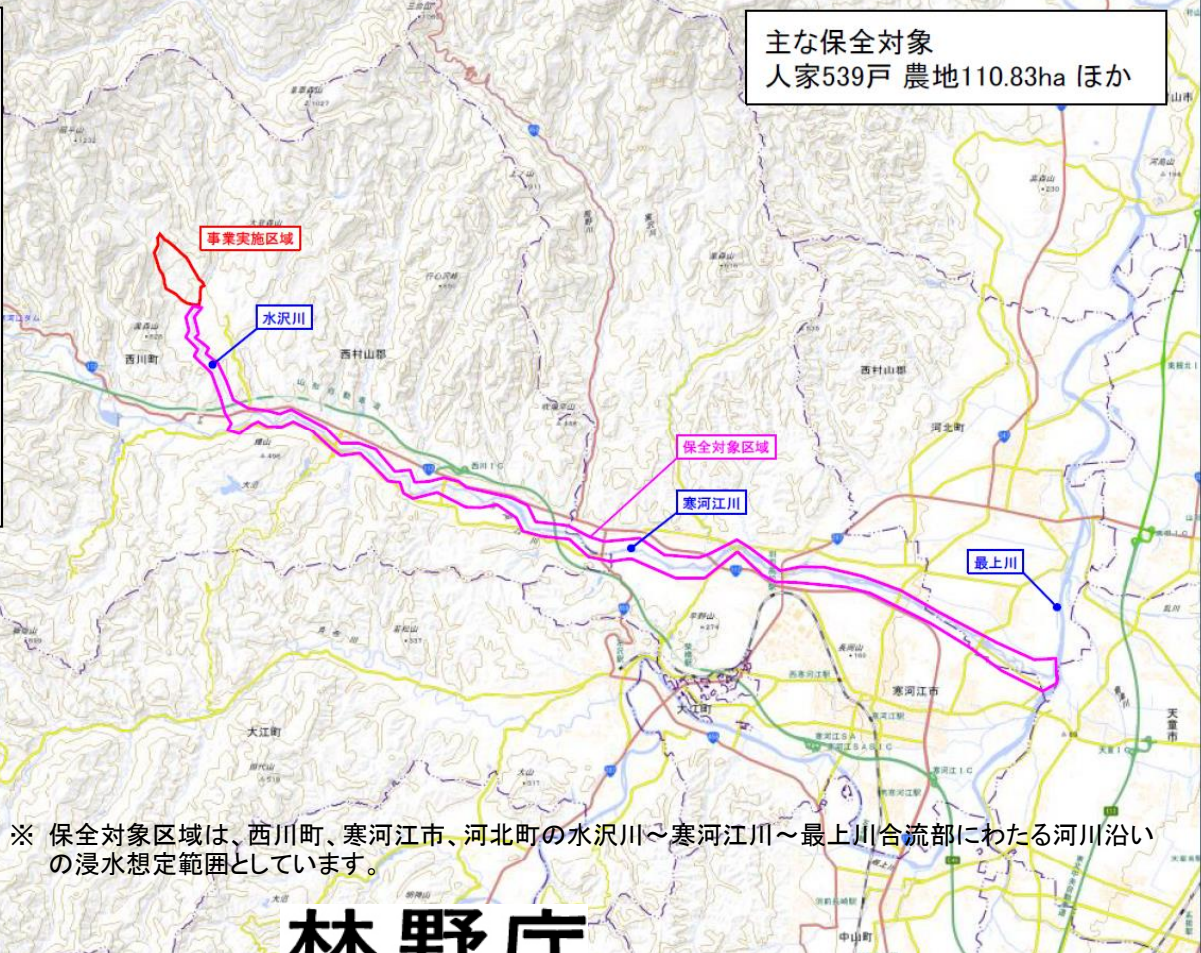
事業面積 :123.03ヘクタール 地すべり防止区域「上小沼地区」



3 事業計画

事業主体	国(林野庁東北森林管理局 山形森林管理署)	
事業箇所	山形県西村山郡西川町大字水沢地内	
事業期間	自 令和8年度 至 令和17年度	
総事業費	5,309百万円	
主な対策工	抑制工	地すべり発生の原因となる因子を除去又は軽減、あるいは地形を改変して地すべり防止を図ります。
	集水井工	27基
	土留工	330m
	水路工	200m
	抑止工	構造物によって地すべりを直接抑止し、地すべり防止を図ります。
	杭工	1,135本
主な保全対象	家屋 539戸、農地 110.83haほか	

直轄地すべり防止事業概要図 上小沼地区(山形県西村山郡西川町)



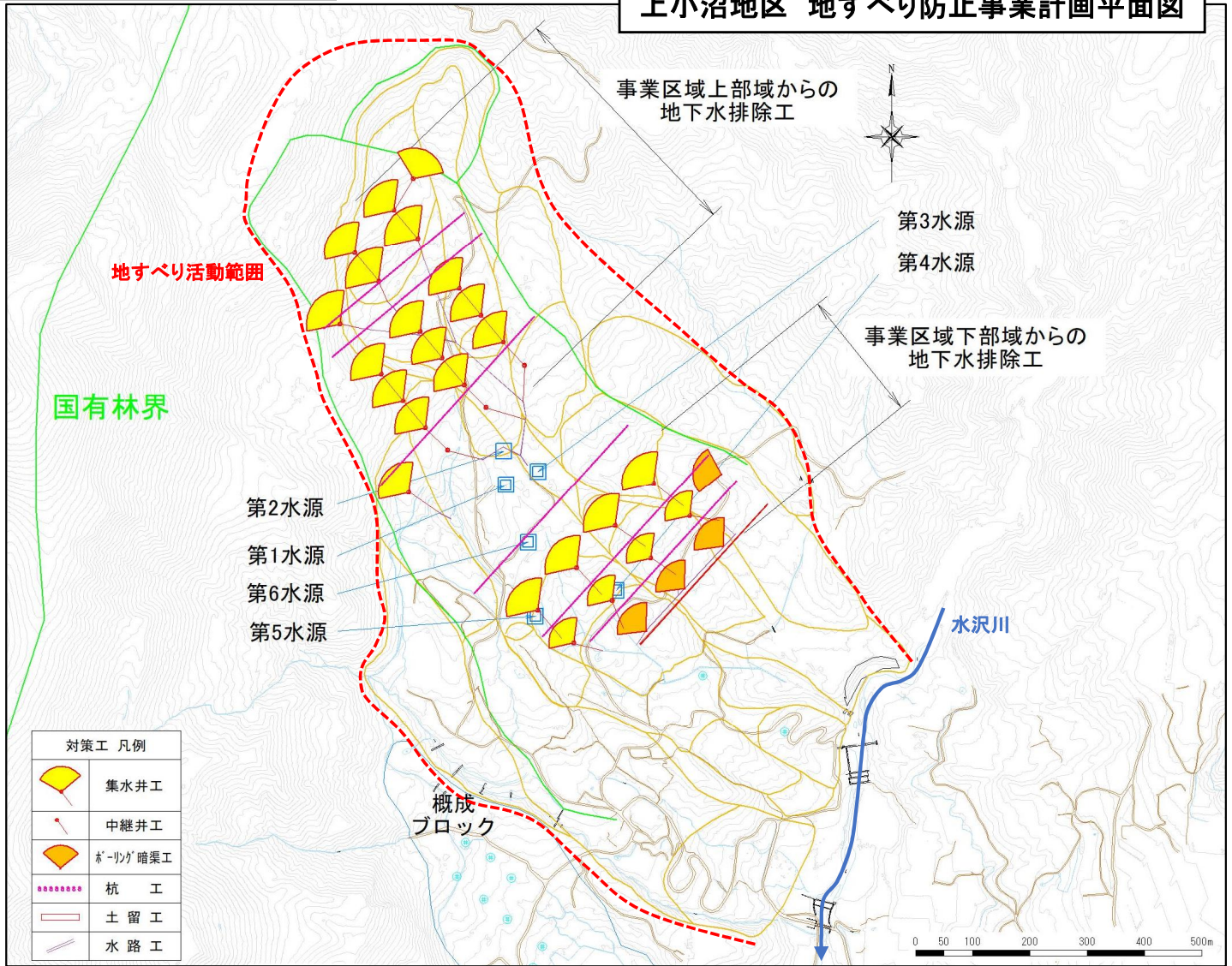
凡例	
	事業実施区域
	保全対象区域

※ 保全対象区域は、西川町、寒河江市、河北町の水沢川～寒河江川～最上川合流部にわたる河川沿いの浸水想定範囲としています。

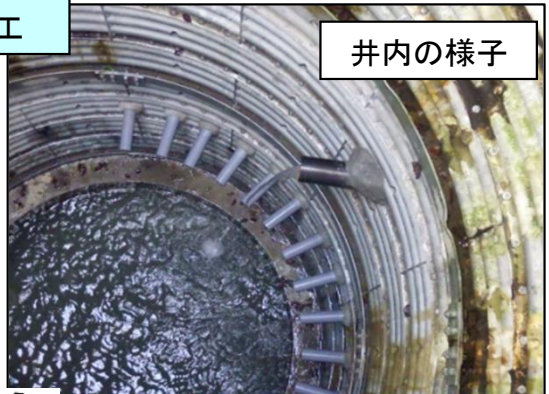
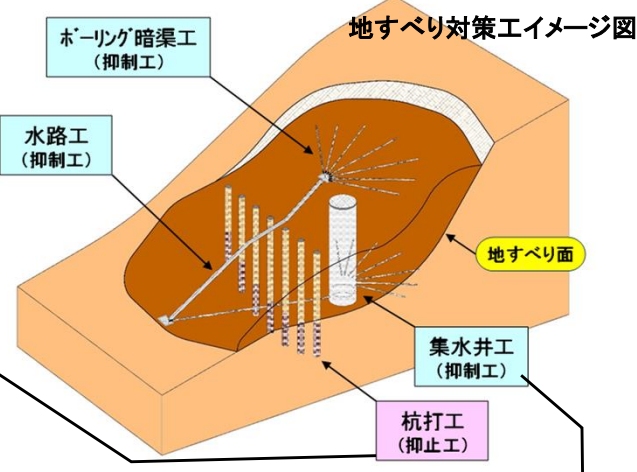
※国土地理院地図を加工

4 地すべり対策の概要

上小沼地区 地すべり防止事業計画平面図



5 地すべり対策の施工例



6 被害状況

